

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

2012年10月1日の改正労働者派遣法の施行により
派遣元事業主(当社)は、派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の
差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。
(法第23条 第5項)

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

クオリカ株式会社
(許可番号 派13-308796)
〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー23F

派遣労働者の数	38人
派遣先の数	9社
①派遣料金の1人あたりの平均額	52,595円(1日8時間当たり換算)
②派遣社員の賃金の平均	23,908円(1日8時間当たり換算)
マージン率(①-②)/①	54.5%
教育訓練に関する事項	個人情報保護・コンプライアンス教育
待遇決定方式	労使協定方式
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先でプログラマー、システムエンジニア ならびにシステム運用技術者の業務に 従事する従業員
労使協定の有効期間の終期	2023年3月31日

以上